

○草津市附属機関設置条例（別表のみ抜粋）

平成25年3月29日

条例第3号

改正 平成25年6月30日条例第23号

平成25年10月24日条例第32号

平成25年12月25日条例第42号

平成26年3月31日条例第2号

平成26年3月31日条例第4号

平成26年3月31日条例第13号

平成26年7月3日条例第17号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に規定する組織として設置する附属機関（以下これらを「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

3 市は、水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の附属機関として別表第3の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

（組織）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2および別表第3の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該

附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関および管理者が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年6月30日条例第23号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則 (平成25年10月24日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市社会福祉施設整備審議委員会は、改正後の第2条第1項の規定により設置する草津市社会福祉法人等審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

付 則 (平成25年12月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第27条ならびに次項および付則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条に1項を加える改正規定、第3条第1項および第4条の改正規定、別表第1草津市バリアフリー基本構想策定協議会の項の次に1項を加える改正規定、別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に1項を加える改正規定ならびに別表第2の次に1表を加える改正規定ならびに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市上下水道事業運営委員会は、改正後の第2条第3項の規定により設置する草津市上下水道事業運営委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

(草津市心身障害者福祉対策審議会条例の廃止)

3 草津市心身障害者福祉対策審議会条例(昭和57年草津市条例第10号)は、廃止する。

付 則(平成26年3月31日条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年7月3日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条第1項、第3条第1項関係)

| 名称 | 担当事務 | 定数 |
|-------------------|---|-------|
| 草津市地域密着型サービス運営委員会 | 地域密着型介護サービスおよび地域密着型介護予防サービスにかかる費用の額、事業者の指定、施設等の整備ならびに人員、設備および運営の基準についての調査審議に関する事務 | 10人以内 |